

# 建築士法に違反する行為等に係る二級建築士及び木造建築士並びに建築士事務所に対する不利益処分基準

## (目的)

第1条 この基準は、建築士法（昭和25年法律第202号。以下「法」という。）第10条第1項の規定に基づく懲戒処分及び法第26条第2項の規定に基づく監督処分の基準を定めることにより、二級建築士及び木造建築士並びに建築士事務所の開設者の行う業務に係る不正行為等に厳正に対処し、業務の適正を確保することを目的とする。

## (用語)

第2条 本基準における次に掲げる用語の定義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

- (1) 「免許取消」とは、法第10条第1項の規定に基づき行う免許の取消しをいう。
- (2) 「業務停止」とは、法第10条第1項の規定に基づき行う業務停止の命令をいう。
- (3) 「登録取消」とは、法第26条第1項又は第2項の規定に基づき行う登録の取消しをいう。
- (4) 「事務所閉鎖」とは、法第26条第2項の規定に基づき行う閉鎖の命令をいう。
- (5) 「戒告」とは、法第10条第1項又は法第26条第2項の規定に基づき行う戒告をいう。
- (6) 「文書注意」とは、法第10条第1項の規定に基づく処分又は法第26条第2項の規定に基づく処分を行うに至らない不正行為等について、文書により必要な指導、助言又は勧告を行うことをいう。

## (処分等の基本方針)

第3条 建築士及び建築士事務所の業務の適正を確保するため、建築士が、法第10条第1項に規定する懲戒事由に該当するとき又は建築士事務所の開設者等が、法第26条第2項に規定する処分事由に該当するときは、迅速かつ厳正に処分又は文書注意（以下「処分等」という。）を行うものとする。

## (二級建築士及び木造建築士の懲戒処分等基準)

第4条 二級建築士及び木造建築士の懲戒処分等については以下による。

### (1) 一般的基準

処分等の内容は、表1「処分ランク表」に掲げる懲戒事由に対応するランクを基本に、下記

(2)及び(3)を勘案して処分等のランクを決定したうえで、表3「処分区分表」によって決定するものとする。

### (2) 複数の懲戒事由に該当する場合の取扱い

イ 一の行為が二以上の懲戒事由（表1に掲げる懲戒事由をいう。以下同じ。）に該当する場合は、最も重い懲戒事由のランクに基づき処分等のランクを決定するものとする。

ロ 処分等を行うべき二以上の行為について併せて処分等を行う場合は、最も重い懲戒事由のランクに加重して処分等のランクを決定するものとする。

ただし、同一の懲戒事由に該当する複数の行為については、時間的、場所的接着性や行為態様の類似性等を勘案し、単一の行為とみなしてランクを決定することができる。

### (3) 個別事情によるランクの加重又は軽減

懲戒事由に該当する行為について、表2「個別事情による加減表」に掲げる事情があると認められるときは、同表の区分に従い、ランクを加重又は軽減することができるものとする。

### (4) 過去に処分等を受けている場合の取扱い

過去に処分等の履歴のある者に対する処分等の内容は、上記(1)から(3)により今回相当とされる処分等のランクに、表4「建築士が過去に処分等を受けている場合の基準」の区分

に従ってランクを加重した上で、決定するものとする。ただし、過去と今回の懲戒事由がいずれも表1「19 定期講習受講義務違反」である場合は、この限りでない。

(建築士事務所の監督処分等基準)

第5条 建築士事務所の監督処分等については以下による。

(1) 一般的基準

処分等の内容は、表5「監督処分基準」により決定するものとする。

(2) 複数の処分事由に該当する場合の取扱い

一の行為が二以上の処分事由に該当する場合は、最も処分等の程度が重いと考えられる行為につき相当である処分等に加重して決定するものとする。

(3) 過去に処分等を受けている場合の取扱い

過去に処分等の履歴のある建築士事務所に対する処分等の内容は、上記(1)及び(2)により今回相当とされる処分等のランクに、表6「建築士事務所が過去に処分等を受けている場合の基準」の区分に従ってランクを加重した上で、決定するものとする。

(その他)

第6条

(1) 処分等の保留

司法上の捜査がなされ、又は送検、起訴等がなされた場合、懲戒事由等(処分事由)に該当する行為について民事訴訟が係争中であり、処分等の内容の決定に当たって当該訴訟の結果等を参酌する必要がある場合その他処分等の内容を決定できない事情がある場合には、必要な間、処分等を保留することができる。

(2) 懲戒事由等(処分事由)に該当する行為があった時から長期間経過している場合の取扱い

懲戒事由等(処分事由)に該当する行為が終了して5年以上経過し、その間、何ら懲戒事由等(処分事由)に該当する行為を行わず、二級建築士及び木造建築士として適正に業務を行うなど、法令遵守の状況等が窺えるような場合は、処分等をしないことができる。ただし、行為の性質上、発覚するのに相当の期間の経過を要するような特別の事情のある場合において、当該行為の発覚から5年以内であるときは、この限りでない。なお、上記(1)により処分等を保留した場合においては、当該保留に係る期間については考慮しないものとする。

(3) 処分等の通知

処分等(文書注意を除く)を行った場合は、国、他の都道府県知事、各県民センター長、特定行政庁及び茨城県知事指定確認検査機関に対して通知するものとする。

(4) 公表の取扱い

処分(文書注意を除く)した場合には、処分内容とともに建築士の氏名等を、県報登載及びホームページにより公表することとする。

表1 処分ランク表

懲戒根拠	懲戒事由	ランク	関係条文
建築関係 法令違反  (建築士 法第10 条第1項 第1号)	1 設計及び工事監理の範囲の逸脱	6	3, 3の2, 3の3
	2 業務停止処分違反	1 6	10①
	3 建築士報告, 検査義務違反	4	10の2②
	4 指定登録機関, 指定試験機関又は指定事務所 登録機関の秘密保持義務違反 (指定登録機関等の役職員等として)	4	10の8①, 10の20 ③, 15の5①, 15 の6③, 26の3③
	5 登録講習機関の地位の承継の届け出義務 違反(地位を承継した者として)	4	10の27②, 22の3 ②, 26の5②
	6 試験委員の不正行為	4	15の4, 15の6③
	7 違反設計, 違反適合確認		18①, 20の2③, 20の3③
	(建築物の倒壊・破損, 人の生命・身体への 危害の発生に繋がるおそれのある技術基準規 定違反の設計・適合確認等)	9 ~ 1 5	
	(上記以外の違反設計・違反適合確認)	6	
	8 工事監理不履行・工事監理不十分	6	18③
	9 無断設計変更	4	19
	10 建築士免許証等の不提示	4	19の2
	11 設計図書の記名・押印不履行	4	20①
	12 安全性確認証明書交付義務違反	6	20②
	13 工事監理報告書の未提出, 不十分記載等	4	20③
	14 建築設備士の意見明示義務違反	4	20⑤
	15 名義借り	6	20①③, 24①
	16 名義貸し	6	20①③, 21の2, 24の2
	17 違反行為の指示等	6	21の3
	18 信用失墜行為	4	21の4
	19 定期講習受講義務違反		22の2
	① 定期講習受講義務違反	1	
	② ①による処分等を受けても, なお受講 しない場合	2	
	③ ②による処分等を受けても, なお受講 しないなど悪質性が高い場合	5	
	20 契約締結時の書面交付義務違反	4	22の3の3①②③
	21 設計等の業務に関する報告書未提出	4	23の6
	22 無登録業務	4	23, 23の10
23 虚偽・不正事務所登録	4	23の2	
24 事務所変更届懈怠, 虚偽届出	4	23の5①②	
25 管理建築士不設置	4	24①②	
26 管理建築士事務所管理不履行	4	24③④	
27 再委託の制限違反	4	24の3	

		28 事務所の帳簿不作成, 不保存	4	24の4
		29 事務所標識非掲示	4	24の5
		30 業務実績等の書類の備置き, 閲覧義務違反, 虚偽記入	4	24の6
		31 重要事項説明義務違反	4	24の7①
		32 重要事項説明時の建築士免許証等の不提示	4	24の7②
		33 業務委託等の書面交付義務違反	4	24の8①
		34 事務所閉鎖処分違反	1 6	26②
		35 事務所報告, 検査義務違反	4	26の2①
		36 建築士審査会委員の不正行為	4	32
	建築基準法違反	37 設計, 構造設計, 設備設計, 工事監理規定違反	6	5の6
		38 無確認工事等	6	6, 7の3
		39 違反工事	6	各条項
		40 工事完了検査申請等懈怠	4	7, 7の3
		41 是正命令等違反	6	9
		42 確認表示非掲示	4	89①
	上記以外の建築関係法令違反	43 建築確認対象法令等違反	3 ~ 6	
不誠実行為 (建築士法10条 第1項第2号)	44 虚偽の確認済証等の作成又は同行使	6		
	45 無確認着工等容認	4		
	46 虚偽の確認申請等	6		
	47 工事監理者欄等虚偽記入	6		
	48 管理建築士専任違反	4		
	49 管理建築士への名義貸し	6		
	50 重要事項説明の欠落	4		
	51 その他の不誠実行為	1 ~ 6		

(注) 上表に具体の記載のない行為については, 上表中の最も類似した行為の例によること。

表2 個別事情による加減表

項目	内容	加重・軽減
行為者の意識	○重大な悪意あるいは害意に基づく行為 ○行為を行うにつき止むを得ない事情がある場合	+3ランク ▲1～▲3ランク
行為の態様	○違反行為等の内容が軽微であり、情状をくむべき場合 ○暴力的行為又は詐欺的行為 ○法違反等の状態が長期にわたる場合 ○常習的に行っている場合	▲1～▲3ランク +3ランク +3ランク +3ランク
是正等の対応	○速やかに法違反等の状態の解消を自主的に行った場合 ○処分の対象となる事由につき自主的に申し出てきた場合	▲1ランク ▲1ランク
社会的影響	○刑事訴追されるなど社会的影響が大きい場合	+3ランク
その他	○上記以外の特に考慮すべき事情がある場合	適宜加減

表3 処分区分表

処分等のランク	処分等の内容
1	文書注意
2	戒告
3	業務停止1月未満
4	業務停止1月
5	業務停止2月
6	業務停止3月
7	業務停止4月
8	業務停止5月
9	業務停止6月
10	業務停止7月
11	業務停止8月
12	業務停止9月
13	業務停止10月
14	業務停止11月
15	業務停止12月
16以上	免許取消

業務停止期間については、暦に従うものとする。

表4 建築士が過去に処分等を受けている場合の基準

過去\今回相当処分等	文書注意 (ランク1)	戒告 (ランク2)	業務停止 (ランク3~15)	免許取消 (ランク16以上)			
文書注意 (ランク1)	+1ランク (+2ランク)						
戒告 (ランク2)					+3ランク (+4ランク)		
業務停止 (ランク3~15)							
免許取消 (ランク16以上)	免許取消						

( ) は過去の処分等の懲戒事由が今回の懲戒事由と同じ場合

(注1) 過去の処分等の懲戒事由が今回の懲戒事由と同じ場合は、上表中の( )内のランクを今回相当とされる処分等のランクに加重する。ただし、過去の懲戒事由が表1のランク6以上に該当し、今回も同表のランク6以上に該当する場合は、免許取消を行うものとする。

(注2) 過去の処分等が今回の懲戒事由となる行為から5年より前である場合は、上表中のランクを1ランク軽減し加重するものとする。ただし、過去の懲戒事由が表1のランク6以上に該当する場合は、軽減しない。

表5 監督処分基準

処 分 事 由	処 分 等 の 基 準
建築士法第26条第2項	
第1号に該当するとき	
(1) 建築士法第24条の2に該当するとき	戒告又は閉鎖
(2) 上記以外	文書注意, 戒告又は閉鎖
第2号に該当するとき	
(1) 建築士法第23条の4第2項第1号に該当するとき	
建築士法第8条第1号に該当するとき	登録の取消
建築士法第8条第2号に該当するとき	建築士事務所の開設者である建築士に対して行われる懲戒処分を勘案した処分
(2) 建築士法第23条の4第2項第2号又は第3号に該当するとき	(1)に準じた処分
第3号に該当するとき	文書注意又は戒告
第4号に該当するとき	管理建築士に対して行われた懲戒処分を勘案した処分
第5号に該当するとき	所属建築士に対して行われた懲戒処分の内容, 当該懲戒処分に係る行為の当該建築士事務所における位置づけ等を勘案して, 文書注意, 戒告又は閉鎖
第6号から第8号に該当するとき	戒告又は閉鎖
第9号に該当するとき	
(1) 閉鎖命令に違反したとき	登録の取消
(2) 法第26条の2第1項の規定による報告の求め又は検査に応じないとき	戒告又は閉鎖
第10号に該当するとき	文書注意, 戒告, 閉鎖又は登録の取消

(注1) 上記表5を適用する際における具体的な処分等の内容については、原則として、表1「処分ランク表」に準じたランクを基本に、表2「個別事情による加減表」を勘案してランクを決定したうえで、表3「処分区分表」に準じて決定するものとする。この場合において、「業務停止」は「事務所閉鎖」と、「免許取消」は「登録の取消」と読み替えるものとする。

(注2) 違反した者が建築士でない開設者の場合は、建築士であった場合の懲戒処分を勘案して処分を決定するものとする。

表6 建築士事務所が過去に処分等を受けている場合の基準

過去の処分等 今回相当処分等	文書注意 (ランク1)	戒告 (ランク2)	事務所閉鎖 (ランク3～15)	登録の取消 (ランク16以上)			
文書注意 (ランク1)	+1ランク (+2ランク)						
戒告 (ランク2)					+3ランク (+4ランク)		
事務所閉鎖 (ランク3～15)							
登録の取消 (ランク16以上)	登録の取消						

( ) は過去の処分等の処分事由が今回の処分事由と同じ場

(注1) 過去の処分等の処分事由が今回の処分事由と同じ場合は、上表中の( )内のランクを今回相当とされる処分等のランクに加重する。ただし、過去の処分事由が表1のランク6以上に該当し、今回も同表のランク6以上に該当する場合は、登録の取消を行うものとする。

(注2) 5年以上経過した過去の処分等の処分事由については、今回の処分事由に加重しないことができる。

付 則

- この基準は、策定と同時に平成13年2月19日から施行する。
- この基準の施行と同時に「茨城県建築士及び建築士事務所処分等基準要項」は廃止する。

付 則

- この基準は、改定と同時に、平成19年10月1日から施行する。
- この基準の施行と同時に「平成13年2月19日施行の建築士法に違反する行為等に係る二級・木造建築士並びに建築士事務所に対する不利益処分基準」は廃止する。

付 則

- この基準は、平成22年4月1日から施行する。

付 則

- この基準は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

- この基準は、平成27年6月25日から施行する。
- この基準の施行日前にした行為について処分等を行う場合は、なお従前の例による。

付 則

- この基準は、平成30年3月12日から施行する。
- この基準の施行日前にした行為について処分等を行う場合は、なお従前の例による。

## 備考

- 1 「建築関係法令」とは、建築士法及び建築に関する他の法律並びにこれらに基づく命令及び条例の規定をいい、建築物を建築するに当たって守らなければならない法令で、建築士法及び建築基準法の他、都市計画法、消防法、建設業法及び宅地造成規制法等の建築関係規定を指す。
- 2 「建築関係法令違反」とは、建築士の業務の遂行に当たって建築関係法令に違反する場合の他、施工者、建築主等として違反した場合及びそれらの共犯等に相当する場合を含む。
- 3 懲戒事由の説明  
表1のランク表に列挙しているものの説明については、概ね次のとおりである。

### (1) 建築士法違反

- 1 **設計及び工事監理の範囲の逸脱**  
二級建築士又は木造建築士が、それぞれの業務範囲を超えて設計又は工事監理をした場合
- 2 **業務停止処分違反**  
業務停止処分に違反した場合
- 3 **建築士報告、検査義務違反**  
建築士が、茨城県知事からの報告の求めに対し、報告をせず又は虚偽の報告をした場合  
建築士が、建築士事務所等に対する検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした場合
- 4 **指定登録機関、指定試験機関又は指定事務所登録機関の秘密保持義務違反**  
建築士である指定登録機関、指定試験機関若しくは指定事務所登録機関の役職員又はこれらであった者が、秘密を漏らした場合
- 5 **登録講習機関の地位の承継の届け出義務違反**  
建築士である登録講習機関の承継者が、地位の承継の届け出を行なわなかった場合
- 6 **試験委員の不正行為**  
建築士である試験委員が、試験に関し不正な行為をした場合
- 7 **違反設計、違反適合確認**  
法令又は条例の定める建築物に関する基準に違反する設計又は適合確認を行った場合
- 8 **工事監理不履行・工事監理不十分**  
法に定める工事監理を十分に行わず、あるいは工事が設計図書のとおりに行われていないと認められたにもかかわらず、工事施工者に注意せず、また工事施工者がこれに従わないにもかかわらず、建築主に報告しなかった場合
- 9 **無断設計変更**  
他の建築士の設計をその者の承諾なく変更したような場合
- 10 **建築士免許証等の不提示**  
設計等の委託者から請求があったにもかかわらず、建築士免許証等の提示をしなかった場合
- 11 **設計図書の記名・押印不履行**  
建築士がその作成した設計図書に記名押印しなかった場合
- 12 **安全性確認証明書交付義務違反**  
構造計算書によって建築物の安全性を確かめていないのに、虚偽の証明書を交付したような場合
- 13 **工事監理報告書の未提出、不十分記載等**  
工事監理報告書を提出しなかった場合及びこれに虚偽の記入又は不十分な記入をした場合
- 14 **建築設備士の意見明示義務違反**  
建築設備士の意見を聴いたにもかかわらず、その旨設計図書、工事監理報告書等に明らかにしなかった場合
- 15 **名義借り**  
建築士が、他の建築士の承諾を得て、あるいは無断で、当該建築士の名義を借用し、建築確認申請書等における申請代理者、設計者、工事監理者等として記載することや、建築士事務所の開設者や管理建築士として使用したような場合

## 16 名義貸し

建築士が、業務を行う意志がないにもかかわらず、自己の建築士としての名義を、建築確認申請書等における申請代理者、設計者、工事監理者等として記載することや、建築士事務所の開設者として使用することを許したような場合

## 17 違反行為の指示等

建築士が、建築基準法等に違反する行為について指示をし、相談に応じ、その他これらに類する行為をしたような場合

## 18 信用失墜行為

建築士が建築士の信用又は品位を害するような行為をした場合

## 19 定期講習受講義務違反

- ① 受講期間内に定期講習を受講しなかった場合
- ② ①による処分等を受けたにもかかわらず、なお特段の理由もなく定期講習を受講しなかった場合
- ③ ②による処分等を受けたにもかかわらず、なお特段の理由もなく定期講習を受講せず、長期にわたり未受講状態が継続するなど、悪質性が高い場合

## 20 契約締結時の書面の交付義務違反

建築士たる建築士事務所の開設者が、延べ面積が三百平方メートルを超える建築物の新築等に係る設計又は工事監理契約の締結に際して、契約の内容に係る必要な事項を書面に記載し、署名又は記名押印して、建築主等の委託者又は建築士事務所の開設者である受託者に交付しなかった場合

建築士たる建築士事務所の開設者が、締結した契約の内容を変更する場合において、必要な事項を書面に記載し、署名又は記名押印して、建築主等の委託者又は建築士事務所の開設者である受託者に交付しなかった場合

## 21 設計等の業務に関する報告書未提出

建築士たる建築士事務所の開設者が、設計等の業務に関する報告書を提出しなかった場合

## 22 無登録業務

建築士事務所の登録を受けず又は更新の登録を受けず、他人の求めに応じて報酬を得て設計、工事監理等の業務を行った場合

## 23 虚偽・不正事務所登録

建築士たる登録申請者が、虚偽又は不正の事実に基づいて建築士事務所登録を受けた場合

## 24 事務所変更届懈怠、虚偽届出

建築士たる建築士事務所の開設者が、それぞれ定められた期間内に建築士事務所の登録事項の変更の届出をせず、又は虚偽の変更届を行った場合

## 25 管理建築士不設置

建築士たる建築士事務所の開設者が、専任の管理建築士をおこななかった場合、又は管理建築士講習を受講していない者を管理建築士としておいた場合

## 26 管理建築士事務所管理不履行

専任の管理建築士が、建築士事務所の業務に係る定められた技術的事項を総括することを怠り、事務所管理を行なわなかったような場合

## 27 再委託の制限違反

建築士たる建築士事務所の開設者が、委託を受けた設計又は工事監理業務を、建築士事務所の開設者以外の者に委託した場合

建築士たる建築士事務所の開設者が、委託を受けた延べ面積が三百平方メートルを超える建築物の新築工事に係る設計又は工事監理業務を、それぞれ一括して他の建築士事務所の開設者に委託した場合

## 28 事務所の帳簿不作成、不保存

建築士たる建築士事務所の開設者が、帳簿等を作成せず、又は保存しなかった場合

## 29 事務所標識非掲示

建築士たる建築士事務所の開設者が、建築士事務所の標識を掲示しなかった場合

### 30 業務実績等の書類の備置き、閲覧義務違反、虚偽記入

建築士たる建築士事務所の開設者が、建築士事務所の業務実績、管理建築士の実務経験等を記載した書類を備え置かず、又は閲覧をさせなかった場合

### 31 重要事項説明義務違反

建築士たる建築士事務所の開設者が、設計又は工事監理を受ける際、建築主に対し、管理建築士等をして、契約内容及び履行に関する事項について、書面を交付して説明をさせなかった場合

### 32 重要事項説明時の建築士免許証等の不提示

管理建築士等が、重要事項の説明の際、建築士免許証等を提示しなかった場合

### 33 業務委託等の書面の交付義務違反

建築士たる建築士事務所の開設者が、建築主から設計又は工事監理の委託を受けたにもかかわらず、必要な事項を記載した書面を建築主に交付しなかった場合

### 34 事務所閉鎖処分違反

建築士が、建築士事務所の閉鎖処分に違反した場合

### 35 事務所報告、検査義務違反

建築士たる建築士事務所の開設者あるいは管理建築士が、建築士事務所に対する報告の求めに応じず、又は検査を拒んだ場合

### 36 建築士審査会委員の不正行為

建築士たる建築士審査会委員又は試験委員が、その事務の施行に当たって不正の行為をした場合

## (2) 建築基準法違反

### 37 設計、構造設計、設備設計、工事監理規定違反

建築士たる建築主あるいは施工者が、建築士の設計、構造設計一級建築士の構造設計若しくは確認した構造設計、設備設計一級建築士の設備設計若しくは確認した設備設計、又は工事監理者によらなければならない工事をこれによらずにした場合

### 38 無確認工事等

建築士たる建築主あるいは施工者が、無確認で工事を行った場合又は必要な中間検査合格証の交付を受けずに工事を続行した場合

### 39 違反工事

建築士たる建築主あるいは施工者が、建築基準法関係規定に違反する工事を行った場合

### 40 工事完了検査申請等懈怠

建築士たる建築主が、工事完了検査等の申請をしなかった場合

### 41 是正命令等違反

建築士が、建築主、施工者、工事管理者等として受けた是正命令・工事停止命令等に違反した場合

### 42 確認表示非掲示

建築士たる施工者が、確認の表示をしなかった場合

## (3) 不誠実行為

### 44 虚偽の確認済証等の作成又は同行使

建築士が、虚偽の確認済証等を作成し、何らかの目的をもって対外的に使用した場合

### 45 無確認着工等容認

建築に関する手続の代理を行う建築士あるいは建築士たる工事監理者が、無確認で工事が行われること又は必要な中間検査合格証の交付を受けずに工事が続行されることを容認したような場合

### 46 虚偽の確認申請等

実際に建築する内容と異なる建築計画により確認申請をした場合や虚偽の中間検査又は完了検査を申請した場合

#### 47 工事監理者欄等虚偽記入

工事監理者に就任する意志がないあるいはその意志があっても建築主と工事監理者に就任することの合意がないにもかかわらず、確認申請書・工事完了検査申請書等の工事監理者欄に自己の名称を記入する等、確認申請書等に虚偽の記入をした場合

#### 48 管理建築士専任違反

管理建築士が、業務を専任で行なわなかった場合

#### 49 管理建築士への名義貸し

建築士が、業務を行なう意志がないにもかかわらず、自己の建築士としての名義を管理建築士として使用することを許したような場合

#### 50 重要事項説明の欠落

管理建築士等が、重要事項の説明をしない又は行なったが不十分な場合